

新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養施設管理運営・閉所業務委託  
企画提案実施要領

この要領は、鹿児島県くらし保健福祉部新型コロナウイルス感染症療養調整課が実施する「新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養施設管理運営・閉所業務」委託に係る企画提案に参加しようとする者が提出する企画提案書を審査し、受託候補者を選定する手続きに関し、必要な事項を定めるものである。

## 1 業務の目的

新型コロナウイルス感染症患者のうち、医師が必ずしも入院が必要でないと判断した者が、療養する宿泊療養施設の安定的な運営体制を確保することを目的とする。また、県が行っている各宿泊療養施設の賃貸借契約終了時に行う原状回復を適切に行うことを目的として、本件業務を委託する。

(宿泊療養施設内外部の清掃・物品の入れ替え等による原状回復 ※原状回復内容については賃貸借契約終了前に県と宿泊療養施設で別途協議を行う)

## 2 委託業務概要

### (1) 業務名

新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養施設管理運営・閉所業務

### (2) 業務内容

「新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養施設管理運営・閉所業務仕様書(案)」(以下「仕様書」という。)のとおりとする。ただし、実際の業務委託契約の締結に当たっては、改めて仕様書を提示する場合がある。

### (3) 契約期間

契約締結日から令和4年9月30日(金)まで

(なお、新型コロナウイルス感染症患者の発生状況等を踏まえ、必要に応じて期間の変更を行うことがある。期間変更を行う場合は、県は受託者へ別途協議を行う。)

### (4) 委託額の上限

637,879千円(消費税および地方消費税を含む)

※実際の委託額は、委託業務の実績で決定する。

## 3 参加資格

次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者
- (2) 鹿児島県税、法人税、消費税又は地方消費税を滞納している者
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てをしている者、再生手続開始の申し立てがされている者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)  
又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申し立てをしている者若しくは更正手続開始の申し立てがされている者(同法第41条第1項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。)に該当する者
- (4) 企画提案参加表明書の提出日において、鹿児島県から指名停止の措置を受けている者
- (5) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱に規定する者
  - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)であると認められる者
  - ② 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、営業所等(営業所、事業所その他これらに準ずるものをいう。以下この号において同じ。))を代表する者その他いかなる名称を有するも

のであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者（以下この号において「法人役員等」という。）

法人格を有しない団体にあつては代表者、理事その他法事役員等と同等の責任を有する者又は個人にあつてはその者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有する者であるかを問わず個人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者をいう。以下この号において同じ。）が、鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められる者

- ③ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与していると認められる者
- ④ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している認められる者
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ⑥ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ⑦ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用していると認められる者

#### 4 企画提案競争に係る説明

企画提案競争に係る説明会を、以下のとおり開催する。

- (1) 開催日時  
令和4年6月30日（木）午後1時30分～午後3時
- (2) 開催場所  
鹿児島県庁行政庁舎7階 7-B-2会議室

#### 5 参加表明書の提出等

本企画提案に参加しようとする者は、企画提案書の提出に先立ち、次に定めるところにより参加表明をするものとする。

- (1) 参加表明時の提出書類
  - ① 参加表明書【様式1】 1部
  - ② 事業者の概要【様式2】 1部  
(様式中の項目が記載された既存資料（パンフレット等）に替えることができる。)
  - ③ 鹿児島県税、法人税、消費税又は地方消費税の納税証明書 1部  
(原本、もしくは提出者による原本証明を行った納税証明書写し)  
(提出する納税証明書の証明日は令和4年4月以降のものを有効とする。)
- (2) 参加表明書類の提出期限、提出場所及び方法
  - ① 提出期限  
令和4年7月6日（水）午後0時必着
  - ② 確認結果  
令和4年7月6日（水）以降に電子メールにより通知
  - ③ 提出方法  
「12 書類等の提出先」に持参又は送付（FAX及び電子メールによる提出は受け付けない）
  - ④ 留意事項
    - ア 提出書類に虚偽の記載が判明した場合は、本企画提案への参加を認めない。
    - イ 本企画提案への参加は、参加表明書、事業者の概要等を期日までに提出した者に限る。
    - ウ 書類を郵送で提出する場合は、封筒の表に「新型コロナウイルス感染症患者軽症者等宿泊療

養施設管理運営・閉所業務委託 参加表明書類在中」と明記するとともに、提出期限までに必着とする。

(3) 参加要件の不備及び辞退

参加表明書提出後に参加要件に該当しなくなった場合は、企画提案への参加を認めない。  
また、都合により辞退する場合には、企画提案参加辞退届【様式3】を提出すること。

## 6 本要領等に関する質問の受付

本要領等に関する質問は、以下により受け付ける。

(1) 受付方法及び提出方法

「本要領等に関する質問票」【様式4】により行う。(※電子メールに限る)

(2) 受付期間

令和4年7月7日(木)午後5時まで

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和4年7月8日(金)以降に電子メールで回答する。

## 7 企画提案書の作成・提出等

(1) 企画提案に必要な書類

① 企画提案書提出届【様式5】

② 企画提案書(仕様書に基づく具体的実施案について記載)

※提出書類の形式用紙サイズはA4判(必要に応じてA3判の折り込みも可とする)用紙とし、作成ページ数は任意とする。

③ 実施スケジュール、実施体制図、実施スキーム、1日の業務の流れ

④ 類似の実績(過去3年以内における主な委託業務実績)

⑤ 業務受託見積書

⑥ 業務受託見積書内訳

⑦ 業務委託に係る単価(人件費、食事提供費等単価設定が可能なものについて設定)

(2) 提出期限

令和4年7月13日(水)午後5時(必着)

(3) 提出部数

(1)に示す書類を編冊し、10部

(4) 提出方法

「12 書類等の提出先」に持参又は送付(FAX及び電子メールによる提出は受け付けない)

(5) 企画提案書等作成に当たり留意すべき事項

① 別添仕様書の「第6 委託業務内容」に基づいた具体的かつ運営上効果的な企画案を記載すること。なお、企画提案においては、後述の想定に対応できる企画案を作成すること。

② 療養者に提供する食事内容を提案すること(7日間の朝・昼・夜の食事の献立及び1日の朝・昼・夜の食事のイメージ写真を資料に添付すること)。

③ 委託費の積算資料を提出すること。

④ 提出できる企画提案書は1案とする。

⑤ 提出期限までに提出しない者は、辞退したものとみなす。

⑥ 一度提出した企画提案書は、これを書き換え、引き替え、又は撤回することはできない。(事務局から指示があった場合を除く。)

⑦ 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案書を無効とする。

⑧ 業務委託の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載のない事項についても追加提案できる。

## 【企画提案における想定】

委託場所及び所在地等は以下のとおり。

委託場所	所在地（概要）	総室数
鹿児島県宿泊療養第2施設	鹿児島市西田	182
鹿児島県宿泊療養第4施設	鹿児島市金生町	207
鹿児島県宿泊療養第6施設	鹿児島市東千石町	231
鹿児島県宿泊療養第12施設	鹿児島市山之口町	351
鹿児島県宿泊療養第13施設	鹿児島市山之口町	220
鹿児島県宿泊療養第14施設	鹿児島市与次郎	52
鹿児島県宿泊療養第15施設	鹿児島市山之口町	165
鹿児島県宿泊療養第21施設	霧島市国分中央	74

上記施設において、令和4年8月1日～令和4年9月30日の間、次の想定で企画提案を行うこと。  
（※令和4年7月31日迄は人員確保等の準備期間、令和4年8月1日から施設運営開始と想定）

（ア）令和4年8月1日～令和4年8月5日（5日間）

第12施設においては1日当たり25人の入退所、第21施設においては1日当たり10人の入退所、その他施設においては1日当たり15人の入退所が続くことを想定、  
施設稼働率は毎日平均5割を想定。

（イ）令和4年8月6日～令和4年8月12日（7日間）

第12施設においては1日当たり40人の入退所、第21施設においては1日当たり15人の入退所、その他施設においては1日当たり25人の入退所が続くことを想定、  
施設稼働率は毎日平均9割を想定。

（ウ）令和4年8月13日～令和4年8月17日（5日間）

第12施設においては1日当たり25人の入退所、第21施設においては1日当たり10人の入退所、その他施設においては1日当たり15人の入退所が続くことを想定、  
施設稼働率は毎日平均5割を想定。

（エ）令和4年8月18日～令和4年8月21日（4日間）

第12施設においては1日当たり10人の入退所、その他施設においては1日当たり5人の入退所が続くことを想定、  
施設稼働率は毎日平均3割を想定。

（オ）令和4年8月22日～令和4年8月31日（10日間）

全施設毎日入所が0人を想定。

（カ）令和4年9月1日～令和4年9月30日（30日間）

全施設9月30日までに返却するための閉所作業を行うと想定。閉所作業内容及び作業量は以下のとおり想定。

- ・消毒作業…全室消毒すると想定。
- ・特別清掃作業…全室特別清掃で想定。（トイレ等水回り、ベッド下等室内の清掃、消臭）
- ・リネン類交換作業…全室のうち、セミダブル9割、ダブル1割の割合を仮定し、マットレス・ベッドパッド・デュベを交換すると想定。その他、枕カバー・シーツは購入して搬入のみ行う。
- ・シャワーカーテン交換作業…全室シャワーカーテンを交換すると想定。カーテンだけでなく、シャワーカーテンのリングも交換する想定。
- ・壁紙交換…第2、第4、第6、第12施設について全室交換が必要と想定。

## 8 企画提案の審査

### (1) 企画提案内容に関するプレゼンテーションの実施

企画提案への参加者は、企画提案書の内容について、次に定めるところによりプレゼンテーションを行うものとする。プレゼンテーションに不参加の者は失格とする。

#### ① 審査日時

**令和4年7月14日（木）**

※現時点での予定であり、参加表明書確認結果の通知において、開始時刻・実施場所を通知する。また参加者数が少ない時などは審査の日時を前倒しすることがありますので、その際は事前にお知らせします。

#### ② プレゼンテーション持ち時間等

1 参加者あたりの説明時間は30分以内とし、説明終了後、15分程度の質疑応答時間を設ける。

#### ③ その他

プレゼンテーションの内容は、提出した企画提案書の内容とし、追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。プレゼンテーションでパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、参加者で用意すること。

### (2) 企画提案内容の採否

書面審査の結果に基づき、本業務の受託候補者を選定する。

#### ① 審査結果通知日

令和4年7月14日（木）以降

#### ② 通知方法

企画提案書を提出した全ての者に対し、文書及び電子メールにより通知する。なお、審査・選定要領や審査内容については公表しないほか、審査内容及び評価結果に対する異議申立ては認めないものとする。

## 9 契約に関する事項

### (1) 契約の相手方

前記8により選定された受託候補者と一者随意契約の締結に向け、協議する。

### (2) 企画提案内容と業務の関係

本件に係る企画提案書等は、提案者の企画力及び実施体制を見るためのもので、提案者が委託候補者として選定された場合においても、当該企画をそのまま採用するものではない。

なお、委託契約にあたっては、審査時等における意見を踏まえ、選定された提案者と提案内容に沿って、契約についての協議・調整を行った上で、同意に至った場合に締結する。

この場合は、これらの協議の後、仕様書を確定し、見積書を徴し、予定価格の範囲内であることを確認の上契約を締結するものとする。

### (3) 次点の繰り上げ

前記8により選定された提案者が、正当な理由なく契約しないとき、協議が整わなかったとき、参加要件を失ったとき、または提出書類に虚偽の記載がされていたときは、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となった提案者と契約内容について協議等を行った上で、同意に至った場合に契約を締結するものとする。

## 10 その他の留意事項

### (1) 提出書類の取扱い

① 本企画提案に係る提出書類（以下「書類」という。）は、返却しない。

② 書類は、企画提案の審査以外の目的に無断で使用しない。（提出者の了解を得た場合を除く。）

### (2) 第三者の権利の保護

企画提案内容に、特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利が含まれる場合、その使用に関する全ての責任は、参加者が負うものとする。

(3) 費用の負担

企画提案書の作成、提出、プレゼンテーション等の企画提案に要する費用は、参加者の負担とする。

## 11 実施スケジュール

- |                       |                       |
|-----------------------|-----------------------|
| (1) 本企画提案に係る説明会       | 令和4年6月30日(木)午後1時～午後3時 |
| (1) 参加表明書提出期限         | 令和4年7月6日(水)午後0時必着     |
| (2) 参加表明書確認結果の通知      | 令和4年7月6日(水)以降         |
| (3) 本要領等に関する質問の受付     | 令和4年7月7日(木)午後0時まで     |
| (4) 本要領に関する質問に対する回答   | 令和4年7月8日(金)以降         |
| (5) 企画提案書提出〆切         | 令和4年7月13日(水)午後5時まで    |
| (6) 審査会の開催(プレゼンテーション) | 令和4年7月14日(木)          |
| (7) 審査結果の通知           | 令和4年7月14日(木)以降        |

## 12 書類等の提出先

- (1) 提出先：鹿児島県くらし保健福祉部新型コロナウイルス感染症療養調整課  
宿泊療養係
- (2) 住所：〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1
- (3) 電話：099-286-3441
- (4) FAX：099-286-5551
- (5) メール：[corona-shukuhaku@pref.kagoshima.lg.jp](mailto:corona-shukuhaku@pref.kagoshima.lg.jp)